

【 主な相談対応事例 】

種別 (相談者)	事業種別	相談内容	対 応
車いす利用 (事業者)	不動産	<p>管理する住宅の入居者から、「癌を患い電動車いすを利用する家族があり、入居に際して車いすを共用通路に置きたい」との依頼があった。</p> <p>管理組合の理事は承諾したが、理事会で強く反対する者が1名いる。このような場合にどう対応すべきか。関係する法律や対応方法について聞きたい。</p>	<p>法や条例の趣旨をあらためて説明し、合意形成には、相互理解と建設的な対話が重要であることや、その際は社会モデルの観点に立ち、「できる・できない」の二元論ではなく、可能な代替案を複数出して協議する必要があることを助言。</p> <p>また、県窓口では障がい者差別の解消に関する研修を行っており、啓発のため研修を行うことも可能であること、今後も相談があれば連絡してほしいと説明。</p>
精神障がい (家族)	通信制高校	<p>精神障がいのある子が通う通信制高校から配布された、単位取得のため参加必須となっている宿泊行事の案内書類に、「医師等専門家の診断書など必要な支援内容を記した書類を提出しなければ合理的配慮は行わない」との記載がある。</p> <p>同校は発達障がいの子を多く受け入れているし、自分も入学時には必要な配慮事項など学校に伝え、これまで特に気になる点はなかっただけに、今回の書類の文言には違和感がある。</p> <p>学校と話す前に意見を聞いておこうと思い電話した。</p>	<p>合理的配慮は、法律上は「求めに応じて」行うこととなっているため、必要な合理的配慮を申し出てほしいとする学校の姿勢自体は間違っていないが、『提出がなければ配慮しない』旨の文章は望ましくないと思われる。</p> <p>なお、本県条例では「事前的改善措置」を規定しており、申し出がなくとも積極的な配慮や改善を図ることを推奨している。</p> <p>以上を踏まえ、必要な合理的配慮を行うための建設的対話について、学校としっかり話されるとよい、と助言。</p>
視覚障がい (本人)	商品・サービス提供	<p>視覚障がいがあるため、商業施設において、過去に、スタッフに誘導してもらった経緯がある。</p> <p>今回も同じ施設でサービス担当責任者にお願いしたが、「当店ではそのようなサービスは行っていない。入口にあるインターフォンも車イスの支援のためであり、視覚障がい者は対象でない。」と言われた。</p> <p>これは差別ではないか。</p>	<p>相談員から事業者に対して事実確認。</p> <p>担当者の認識不足により「対応できない」と回答したことでのこと、相談者に対し、会社として謝罪するとともに、改めて建設的対話を行うこととなった。</p> <p>併せて、グループ全体に対し、改めて差別解消法及び条例、合理的配慮について、周知を行い、従業員に対する周知を徹底した。</p>